

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

香川県人事委員会委員長 柳瀬治夫

香川県人事委員会規則第23号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年香川県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第6条関係）				別表第1（第6条関係）			
職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員	職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員	3項職員
1年未満	円 310,800	円 52,100	略	1年未満	円 310,000	円 51,600	略
1年以上2年未満	310,800	52,100		1年以上2年未満	310,000	51,600	
2年以上3年未満	310,800	52,100		2年以上3年未満	310,000	51,600	
3年以上4年未満	310,800	52,100		3年以上4年未満	310,000	51,600	
4年以上5年未満	310,800	52,100		4年以上5年未満	310,000	51,600	
5年以上6年未満	310,800	52,100		5年以上6年未満	310,000	51,600	
6年以上7年未満	310,800	50,300		6年以上7年未満	310,000	49,800	
7年以上8年未満	310,800	48,500		7年以上8年未満	310,000	48,000	
8年以上9年未満	310,800	46,700		8年以上9年未満	310,000	46,200	
9年以上10年未満	310,800	44,900		9年以上10年未満	310,000	44,400	
10年以上11年未満	310,800	43,100		10年以上11年未満	310,000	42,600	
11年以上12年未満	310,800	41,300		11年以上12年未満	310,000	40,800	
12年以上13年未満	310,800	39,500		12年以上13年未満	310,000	39,000	
13年以上14年未満	310,800	37,700		13年以上14年未満	310,000	37,200	
14年以上15年未満	310,800	36,300		14年以上15年未満	310,000	35,800	
15年以上16年未満	310,800	34,900		15年以上16年未満	310,000	34,400	
16年以上17年未満	307,500	33,500		16年以上17年未満	306,700	33,000	
17年以上18年未満	304,200	32,100		17年以上18年未満	303,400	31,600	
18年以上19年未満	300,900	30,700		18年以上19年未満	300,100	30,200	
19年以上20年未満	297,600	29,300		19年以上20年未満	296,800	28,800	

20年以上21年未満	294,300	27,900
21年以上22年未満	283,300	27,300
22年以上23年未満	271,300	26,700
23年以上24年未満	258,800	25,700
24年以上25年未満	246,300	25,100
25年以上26年未満	233,800	24,500
26年以上27年未満	218,300	23,900
27年以上28年未満	202,800	23,300
28年以上29年未満	187,300	22,500
29年以上30年未満	171,800	22,200
30年以上31年未満	155,300	21,800
31年以上32年未満	138,800	21,200
32年以上33年未満	122,300	20,300
33年以上34年未満	104,300	19,400
34年以上35年未満	86,300	18,700

備考

略

20年以上21年未満	293,500	27,400
21年以上22年未満	281,500	26,800
22年以上23年未満	268,000	26,200
23年以上24年未満	254,500	25,200
24年以上25年未満	241,000	24,600
25年以上26年未満	227,500	24,000
26年以上27年未満	210,500	23,400
27年以上28年未満	193,500	22,800
28年以上29年未満	176,500	22,000
29年以上30年未満	159,500	21,700
30年以上31年未満	142,000	21,300
31年以上32年未満	124,500	20,700
32年以上33年未満	107,000	19,800
33年以上34年未満	87,000	18,900
34年以上35年未満	67,000	18,200

備考

略

附 則

この規則は、令和7年12月25日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。